

令和6年9月30日

カテーテル治療における医療材料の保険請求について（お詫び）

長崎みなとメディカルセンター
病院長 門田 淳一

当院で行っている経皮的冠動脈形成術及びステント留置術（以下「P C I」という。）において、使用される医療材料について、手術の準備として開封していたものの、実際に使用されなかった場合があるにもかかわらず、診療報酬請求書の添付文書である症状詳記に使用した旨の記載がなされ、それに基づき保険請求が行われていたことが判明しました。

当院は、これを重く受け止め、当該医療材料に関わる診療報酬の返還手続きを速やかに行うとともに、今後このようなことが起こらぬよう、病院全体で再発防止に全力で取り組んでまいります。

本件で対象となられた患者様をはじめ、多くの関係者に多大なご迷惑をおかけいたしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

1 事案（概要）

令和2年4月から令和5年7月までの間、当院で行われたP C Iにおいて、手術の準備として開封していたものの、実際に使用されない場合があるにも関わらず、症状詳記には当該材料が使用された旨の記載があり、この記載に基づき保険請求が行われていたことが判明しました。

開封されたものの実際には使用されなかった医療材料に関する保険請求額の合計は、確認できた範囲で508,960円（12件）に上ります。

2 発覚の経緯

令和5年7月にP C Iにおける使用材料について電子カルテと症状詳記の記載が一致していない事例があるので、不適切な保険請求が行われた可能性があるのではないかとの通報がありました。

3 調査

これについて、事実確認を行ったところ、不適切な診療報酬請求が確認されたため、院長を委員長とする検討会議（外部の有識者を含む委員で構成）を設置し、さらに調査を行いました。

検討会議において、報告を受けた症例について精査を行った結果、2症例について患者に使用したが所期の使用目的を果たせなかった医療材料又は治療目的で開封したものの結果として使用には至らなかった医療材料を、レセプトに添付する症状詳記では「使用目的を果たした」又は「使用した」とした旨の記載をしていたことにより、1症例について事務処理上の確認ミスにより、不適切な診療報酬請求を行っていたことが判明しました。

この結果を受け、令和2年4月から令和5年7月までの間におけるPCI全症例について、カテ室業務支援システム（治療データの記録をはじめ、電子カルテに手技や薬剤、材料等の記録を転送し、オーダーリングの元となるデータを入力・管理するシステムで、以下「カテナビ」という。）の記録内容と診療報酬請求との整合性について調査を行ったところ、前述の3症例を含む計12症例の医療材料等の不適切な請求が判明しました。

4 不適切な請求に至った原因

不適切な請求に至った原因は、①開封したものの使用に至らなかった材料が病院負担になるとの考えで、医師が事実と相違する記載を行っていた ②カテナビの看護部における運用方法や医事課への使用材料シールの提供方法がマニュアル化されておらず、担当する看護師によって個人差が生じていた ③医事課において、業者からの請求と算定数の突合確認は行っていたものの、カテナビの記録と電子カルテとの突合確認を行っていなかった 以上3つの要因によるものでした。

5 再発防止策

当院においては調査結果を重く受け止め、二度とこのような事態を起こさないよう、不適切な請求に至った原因を踏まえた再発防止策として、以下の対応を実施しました。

<対応状況>

① 医師への対応

- ・本件に関与した医師に対して、健康保険制度や医療費助成制度は、医療機関が事実に基づいて誠実に請求を行うことが前提になっていることを再確認させ、事実に基づく正確な記載を行うよう指導した。
- ・全職員に対し必須研修として、顧問弁護士によるコンプライアンス研修を実施した。

② 看護部における対応

- ・カテーテル治療に関する算定までのフローを看護部と医事課で検証し、両部署職員の算定に対する共通理解を図った。
- ・新たにカテーテル治療に関するマニュアルを策定した。カテナビへの入力方法及び医事ラベル貼付シート（医事課用コスト伝票）の作成方法を明確化し、個人差を解消した。
- ・マニュアルに合わせて材料の使用・未使用の記入方法を見直し、使用に関する明確な情報を医事課へ伝達できるよう医事ラベル貼付シートを改訂した。

③ 医事課における対応

- ・記録上の不一致を防止する策として、SPD（院内物流管理）業者の請求データと会計データの突合確認に加え、カテナび記録・電子カルテ記録・症状詳記の突合確認を行うこととした。
- ・算定マニュアルを改訂し、不適切な請求及びヒューマンエラーによる誤請求の発生を未然に防止できる流れを構築した。

6 当院の対応

当院は、本件について関係官庁に報告を行っており、今後、不適切な保険請求に関わる診療報酬の返還の手続きを進めて参ります。

また、1例の患者様において過剰徴収となった負担額が生じたので、経緯の説明と謝罪を行い、速やかに差額の返金を行うこととしています。

なお、本件に関与した職員については厳正な処分を行いました。

7 本件の問い合わせ先

長崎みなとメディカルセンター事務部人事課（電話：095-822-3251）